

OCNマイポケット利用規約【現改比較表】2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1条 本規約の目的

1. 本規約は、[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下「当社」という。）が提供する「OCN マイポケット」（以下「本サービス」という。）の利用について定めるものです。
2. 本サービスの契約者（以下「ユーザー」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 適用

1. 本規約は、ユーザーと当社との本サービスに関する一切の關係に適用します。
2. 本サービスについて本規約で定めのない事項は、[IP 通信網サービス契約約款](#)が適用されるものとします。
3. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザーに通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(略) 第3条

第1条 本規約の目的

1. 本規約は、[株式会社NTTドコモ](#)（以下「当社」という。）が提供する「OCN マイポケット」（以下「本サービス」という。）の利用について定めるものです。
2. 本サービスの契約者（以下「ユーザー」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 適用

4. 本規約は、ユーザーと当社との本サービスに関する一切の關係に適用します。
5. 本サービスについて本規約で定めのない事項は、[IP 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)が適用されるものとします。
6. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザーに通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(略) 第3条

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第4条 用語の定義

1. 【ID】とは、ユーザーを識別するための本サービス識別符号をいいます。
2. 【パスワード】とは、ID との組み合わせにより、その者がユーザーであることを識別するために設定される数字または文字の組み合わせをいいます。
3. 【ユーザーデータ】とは、本サービス上でユーザーが登録した氏名、メールアドレス、住所、電話番号等、当該個人を識別できるすべての情報をいいます。
4. 【本システム】とは、当社が本サービスを提供するために利用する設備のことをいいます。
5. 【コンテンツ】とは、ユーザーが本サービス上に保管するテキスト、ソフトウェア、写真、ビデオ、グラフィックス、音楽など中身のある情報をいいます。
6. 【グループ】とは、情報を共有することを目的とした複数のユーザーの集合体をいいます。
7. 【グループ管理者】とは、グループを作成したユーザーのことをいいます。
8. 【GB】とは、ギガバイトをいいます。
9. 【MB】とは、メガバイトをいいます。
10. 【ユーザー】とは、契約者または契約者が本サービスを利用することを認めた個人をいい、ユーザーの行った行為は、すべて契約者が責任を負うものとします。
11. 【請求事業者】とは、本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者
(注)本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。

第4条 用語の定義

13. 【ID】とは、ユーザーを識別するための本サービス識別符号をいいます。
14. 【パスワード】とは、ID との組み合わせにより、その者がユーザーであることを識別するために設定される数字または文字の組み合わせをいいます。
15. 【ユーザーデータ】とは、本サービス上でユーザーが登録した氏名、メールアドレス、住所、電話番号等、当該個人を識別できるすべての情報をいいます。
16. 【本システム】とは、当社が本サービスを提供するために利用する設備のことをいいます。
17. 【コンテンツ】とは、ユーザーが本サービス上に保管するテキスト、ソフトウェア、写真、ビデオ、グラフィックス、音楽など中身のある情報をいいます。
18. 【グループ】とは、情報を共有することを目的とした複数のユーザーの集合体をいいます。
19. 【グループ管理者】とは、グループを作成したユーザーのことをいいます。
20. 【GB】とは、ギガバイトをいいます。
21. 【MB】とは、メガバイトをいいます。
22. 【ユーザー】とは、契約者または契約者が本サービスを利用することを認めた個人をいい、ユーザーの行った行為は、すべて契約者が責任を負うものとします。
23. 【請求事業者】とは、本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者
(注)本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。

～2023年6月30日

2023年7月1日～

12. 【特定請求事業者】とは、当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「[NTTレゾナント](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

第5条 契約の単位

当社は、[IP 通信網サービス契約約款](#)に規定する第2種契約者に係る1の契約者識別番号につき10の本サービスの契約を締結します。

(略)第6条

24. 【特定請求事業者】とは、当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「[NTTドコモのOCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者

第5条 契約の単位

当社は、[IP 通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)に規定する第2種契約者に係る1の契約者識別番号につき10の本サービスの契約を締結します。

(略)第6条

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第7条 本サービスの申込の不承認と取り消し

1. 利用申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用申込を承認しないことがあります。
 - (1) 利用申込者が [IP 通信網サービス契約約款](#) に規定する第2種契約者ではない場合
 - (2) 利用申込書に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがある場合、又は、添付書類に不備がある場合
 - (3) 利用申込者が未成年の場合、成年被後見人、被補佐人の場合（未成年者が当社所定の様式により親権者等法定代理人の同意を得た場合、また、成年被後見人、被補佐人が当社所定の様式により法人代理人又は補佐人の同意を得た場合を除きます。）
 - (4) 利用申込者が、過去に第9条（利用停止および利用解除）の処分を受けたことがある場合
 - (5) 利用申込者が、[IP 通信網サービス契約約款](#) に規定する料金又は工事に関する費用の支払等当社に対する債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがある場合
 - (6) その他、当社が不適切と判断する相当の理由がある場合
2. 当社は、利用申込を承認した後であっても、承認したユーザーが前項のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、当該承認を取り消すことができるものとします。

(略)第8条・第9条・第10条・第11条・第12条

第7条 本サービスの申込の不承認と取り消し

1. 利用申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、当社は利用申込を承認しないことがあります。
 - (7) 利用申込者が [IP 通信網サービス契約約款\(OCN\)](#) に規定する第2種契約者ではない場合
 - (8) 利用申込書に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがある場合、又は、添付書類に不備がある場合
 - (9) 利用申込者が未成年の場合、成年被後見人、被補佐人の場合（未成年者が当社所定の様式により親権者等法定代理人の同意を得た場合、また、成年被後見人、被補佐人が当社所定の様式により法人代理人又は補佐人の同意を得た場合を除きます。）
 - (10) 利用申込者が、過去に第9条（利用停止および利用解除）の処分を受けたことがある場合
 - (11) 利用申込者が、[IP 通信網サービス契約約款\(OCN\)](#) に規定する料金又は工事に関する費用の支払等当社に対する債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがある場合
 - (12) その他、当社が不適切と判断する相当の理由がある場合
2. 当社は、利用申込を承認した後であっても、承認したユーザーが前項のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、当該承認を取り消すことができるものとします。

(略)第8条・第9条・第10条・第11条・第12条

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第13条 個人情報の取り扱い

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/) に基づき取り扱います。
2. ユーザーが、本サービスの利用にあたり、当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「マイポケット アジール」を利用される場合、当社は、当該アプリケーションの利用者情報については、当社のアプリケーション・プライバシーポリシー (https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/app_policy.html) に基づき取り扱います。
3. 当社は、当社が保有している個人情報について、ユーザーから請求があったときは、原則として開示をします。
4. ユーザーは、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のプライバシーポリシー (https://www.nttr.co.jp/personal_data_policy/) に定める手数料の支払いを要します。
5. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザーに通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(略)第14条

第13条 個人情報の取り扱い

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>) に基づき取り扱います。
2. ユーザーが、本サービスの利用にあたり、当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「マイポケット アジール」を利用される場合、当社は、当該アプリケーションの利用者情報については、当社のアプリケーション・プライバシーポリシー (<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>) に基づき取り扱います。
3. 当社は、当社が保有している個人情報について、ユーザーから請求があったときは、原則として開示をします。
4. ユーザーは、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のプライバシーポリシー (<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>) に定める手数料の支払いを要します。
5. 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じてユーザーに通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

(略)第14条

第 15 条 利用料金の支払い義務等

1. ユーザーは、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月(1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします(但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります)。なお [IP 通信網サービス契約約款](#)に規定するタイプ 3 のコース 2 およびコース 3 については本項の適用はなく、[IP 通信網サービス契約約款](#)の規定に従うものとします。
2. 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
 - (1)利用停止があったときは、ユーザーは、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2)前号の規定によるほか、ユーザーは、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 ユーザーの責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合(2 欄又は 3 欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月

第 15 条 利用料金の支払い義務等

1. ユーザーは、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月(1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、利用料金の支払いを不要とします(但し、利用開始月の申込/解約が複数回行われた際は、請求をさせていただく場合があります)。なお [IP 通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)に規定するタイプ 3 のコース 2 およびコース 3 については本項の適用はなく、[IP 通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)の規定に従うものとします。
2. 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
 - (1)利用停止があったときは、ユーザーは、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2)前号の規定によるほか、ユーザーは、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 ユーザーの責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合(2 欄又は 3 欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月

～2023年6月30日

2023年7月1日～

刻から起算して、72 時間以上その状態が連続したとき	額料金の日割額(この場合 1ヶ月を 30 日とみなします。)の合計額	刻から起算して、72 時間以上その状態が連続したとき	額料金の日割額(この場合 1ヶ月を 30 日とみなします。)の合計額
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスに関する料金	2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスに関する料金
3 本サービスの利用中断をしたとき	利用中断をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金	3 本サービスの利用中断をしたとき	利用中断をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
4. 当社は、必要に応じて、ユーザーの承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる変更はユーザーに通知された時に効力を生じるものとします。
5. 当社が適宜ユーザーに提供する新しい利用料金については、当社よりユーザーに通知するものとします。
6. ユーザーは、本規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、ユーザーへの個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、ユーザーは、請求事業者の定める「[NTTレゾナント](#) ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
4. 当社は、必要に応じて、ユーザーの承諾を得ることなく利用料金を変更することができるものとします。かかる変更はユーザーに通知された時に効力を生じるものとします。
5. 当社が適宜ユーザーに提供する新しい利用料金については、当社よりユーザーに通知するものとします。
6. ユーザーは、本規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、ユーザーへの個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、ユーザーは、請求事業者の定める「[NTTドコモのOCN](#) ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

～2023年6月30日

2023年7月1日～

7. 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTTレゾナン](#)
[ト](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者
に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からユーザー
への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲
渡を通知したものととして取扱うものとし、ユーザーは、特定請求事業者の定める
「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従って
いただきます。

(略)第16条・第17条・第18条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条

(略)料金表 通則・第一表(料金) 利用料金

7. 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「[NTTドコモの](#)
[OCN](#)ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事
業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者からユーザ
ーへの請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権
譲渡を通知したものととして取扱うものとし、ユーザーは、特定請求事業者の定め
る「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従って
いただきます。

(略)第16条・第17条・第18条・第19条・第20条・第21条・第22条・第23条

(略)料金表 通則・第一表(料金) 利用料金

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(新設)

附則(令和5年6月15日レバN第009600000741-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

(吸収合併に伴う取り扱いについて)

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社(以下「レゾナント」といいます。)が次の表の左欄の規約(以下「旧規約」といいます。)の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約(以下「新規約」といいます。)の規定によるものとします。

<u>旧規約</u>	<u>新規約</u>
<u>OCNマイポケット利用規約</u>	<u>OCNマイポケット利用規約</u>

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。